

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

レクリエーション行事主催者の方に。

行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険

令和5年1月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。

レクリエーション傷害保険



● 保険の概要 ●

運動会・野球大会・バレーボール大会等、レクリエーション行事は楽しいものです。でも、万一行事参加者がケガをしたら…。主催者の皆さまには、いろいろとご苦労も多いことと存じます。

皆さまのレクリエーション行事をより楽しいものにしていただくために、この保険をおすすめします。

この保険はレクリエーション行事主催者が保険契約者となり、レクリエーション行事参加者を一括してご契約いただく保険です。レクリエーション行事に参加する方全員を被保険者（補償の対象となる方）とし、レクリエーション行事参加中のケガを補償する団体契約となります。

〈ケガの例〉

- ・町内会主催の運動会で行事参加者が転倒し、骨折した。
- ・自治会主催の野球大会で行事参加者にボールが当たり、ケガをした。

※1 「レクリエーション行事参加中」とは、レクリエーション行事に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。なお、往復途上のケガは、行事参加者が住居を出発する前に既に行事参加者名が名簿等で確定していること、かつ、行事開催日および場所が活動計画表等の客観的資料により確定していること、および行事参加者の中に前泊・後泊することが予定される行事参加者がいないことを満たしている場合に限りお支払いの対象とすることができます。往復途上のケガをお支払いの対象とするためには、特約をセットする必要がありますので、ご契約時にお申し出ください。

※2 宿泊（車中泊を含みます）を前提とするキャンプ、合宿等の行事の場合、原則としてこの保険ではお引受けできません。国内旅行傷害保険等をご検討ください。

※3 行事参加者の就業中に行われる行事や、学校等で行われる講義、実験、実習、演習または実技として行われる行事のうち、本来の職業危険に準じた危険度を有する行事等は、この保険ではお引受けできません。

ご契約方法

この保険のご契約方法は次のとおりです。

- 行事参加者の確認方法（名簿等）と参加予定人数をお知らせください（行事参加者が名簿等で把握できることが必要です）。行事参加者全員が被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、行事参加者が1日20名以上（開催日数が2日以上の場合は1日あたりの平均行事参加者数が20名以上）いることが条件です。
- 行事参加者全員が同一の保険金額（ご契約金額）となります。
- 1契約あたりの最低保険料は1,000円です。
- ご契約の方式は次の2つがあります。



(1) スポット契約方式

- ・ 契約締結日に行事開催日^(注1)、行事参加者数が確定している場合は、スポット契約としてご契約が可能です。
- ・ 同一日に複数の会場で行事を行う場合や開催日が複数となる場合でも、1契約でご契約いただくことが可能ですが、スポット契約の保険期間は1か月以内とします^(注2)。
- ・ この場合、「行事（レクリエーション）参加者傷害保険 別紙明細書」に行事内容・開催日・開催日ごとの行事参加者数を記載し、保険申込書に添付します。

(2) 包括契約方式（包括契約特約をセット）

- ・ 保険期間内に行われるすべての行事について、包括してご契約いただくことが可能です。
- ・ 保険期間は暦日の1年以内で設定します。
- ・ 契約締結時に、保険期間内に行われるすべての行事内容を確認し、「行事（レクリエーション）参加者傷害保険 別紙明細書」に記入する必要があります。
- ・ ご契約時には、次の暫定保険料を払い込んだうえで、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算（確定精算）してください。なお、別途約定する通知日に、行事実施状況を通知書により報告してください。
- イ. 毎月報告・毎月精算の場合…ご契約時、保険期間中の見込人数相当分の保険料の1か月分以上を払い込んでください。
- ロ. 毎月報告・一括精算の場合…ご契約時、保険期間中の見込人数相当分以上の保険料を払い込んでください。
- ハ. 一括報告・一括精算の場合…ご契約時、保険期間中の見込人数相当分以上の保険料を払い込んでください。ただし、保険期間1か月以内のご契約に限ります。

また、一定の条件^(注3)に合致した場合には、「保険料確定特約」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択することも可能です。その場合には、下記の事項をご確認のうえ、「保険料の確定精算省略に関する同意書兼申告書（傷害保険用）」および「保険料算出の基礎に係る根拠資料」をご提出くださるようお願いいたします。

〈ご注意いただきたい事項〉

- ① 保険期間中に「保険料確定特約」をセットしない方式に変更することはできません。
- ② 保険申込書等提出書類の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の行事参加者数を申告（記入）ください^(注4)。
- ③ 保険期間終了時に行事参加者数が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はいたしません。
- ④ ご契約時に申告された申告書（付属書類を含みます）記載の行事参加者数等の保険料算出の基礎数値は、ご契約時点で把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の数値に相違ないかご確認ください。
- ⑤ 保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となる見込みがある場合には、「保険料確定特約」はセットできません。
- ⑥ ご契約が保険期間中に失効または解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算は行わず、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。
- ⑦ 「保険料確定特約」をセットした保険契約を解約する場合、「保険料確定特約」をセットしなかった場合に比べて返還保険料が少ない場合があります。
- ⑧ 「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容については、個別に確認する場合があります。

（注1）天候等の事由による順延日を契約締結時（契約内容の変更による順延日の追加・変更は不可）に設定します。ただし、順延日は保険期間内（最初の行事開催日から1か月以内）に設定する必要があります。また、雨天時に当初予定の行事内容を変更して別の行事内容を行う契約を、1保険契約で引き受けることができます。ただし、晴天時と雨天時の行事の基本料率が同じ場合に限ります。

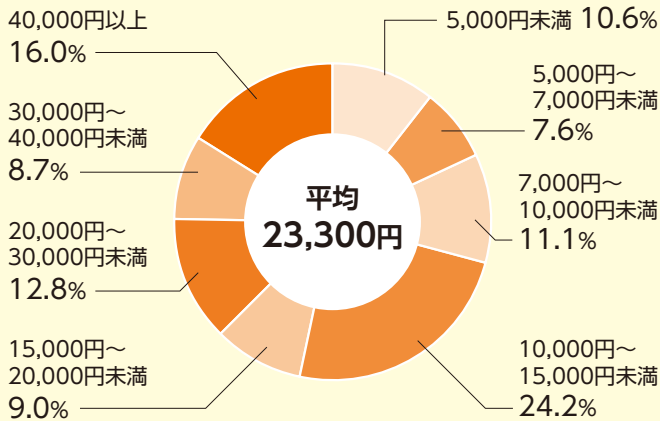
（注2）行事開催予定日や行事参加者数に変更が考えられる場合は、「包括契約方式」でご契約ください。

（注3）「保険期間1年で毎月報告・一括精算の契約」で、「ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の実績に基づいて保険料を算出すること」および「人数に著しい変動のあることがあらかじめ予想されていないこと」がセットできる条件となります。

（注4）申告した行事参加者数を立証できる書類の提出が必要な場合があります。

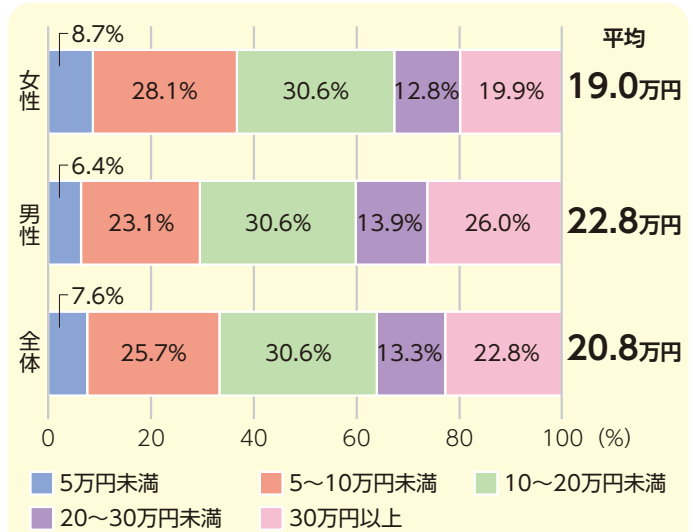
●入院時の自己負担額と日数●

1日あたりの平均自己負担額



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます)や衣類、日用品費などを含みます。

1回あたりの平均自己負担額



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない場合があります。

出典:公益財団法人生命保険文化センター 「令和元年度 生活保障に関する調査」より当社作成

- 1日あたりの平均自己負担額は **23,300円**
- 1回あたりの平均自己負担額は **208,000円**

〈入院時にかかる主な費用〉

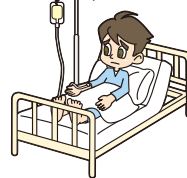
治療費
(自己負担分)



食事代



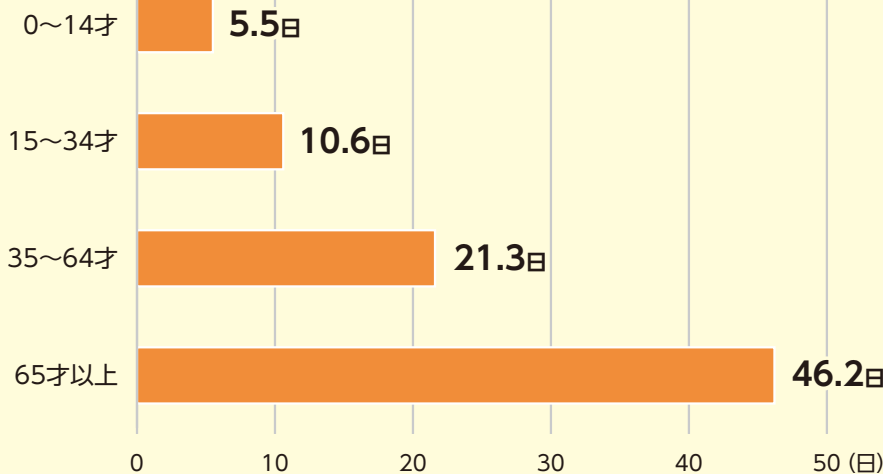
差額ベッド代



衣類や
日用品費など



(年齢別)骨折による平均入院日数



入院時の自己負担や長期化に備えることができるようにしましょう。



出典:厚生労働省 「令和2年 患者調査」より当社作成

セットできる主な特約

●熱中症危険補償特約

被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によって身体に障害を被った場合に、保険金をお支払いします。



●食中毒補償特約

被保険者が細菌性食中毒またはウイルス性食中毒によって身体に障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

●団体割引●

1日あたりの行事参加者数の条件と1保険契約の最低保険料の両方を充足した場合、次のとおり団体割引を適用します。

割引率	1日あたりの行事参加者数の条件	1保険契約の最低保険料 ^(注)
5%	20名以上	1,900円
10%	500名以上	45,000円
15%	1,000名以上	85,000円
20%	3,000名以上	240,000円

(注)最低保険料は各種割増引(団体割引を含みます)等を適用した最終保険料とします。

●レクリエーション行事種目一覧●

料率適用種目	A料率	B料率	C料率
	いちご狩り、いも煮会、いも堀、ウォークラリー、エアロビクスダンス、映画鑑賞、縁日(保育園、幼稚園等主催)、遠足(日帰り)、お神楽(舞台で踊る程度のもの)、お花見、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、海水浴、街頭募金、学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度のもの)、肝だめし、クリスマス会(保育園、幼稚園等主催)、ゲートボール、見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、○○ショー、美術館等)、校庭・プール清掃、こてき隊、ゴムボート遊び(川下りを除く)、ゴルフ、昆虫採集、魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合)、サッカー教室(試合は除く)、潮干狩、史跡巡り、ジャズダンス、柔軟体操、珠算、将棋、水泳(遠泳を含む)、ソフトボール、太極拳、体力テスト、田植え、卓球、町内清掃、釣堀での釣り、ティーボール、テニス、天体観測、ドッジボール、なわとび、ハイキング、花火大会(市販程度の花火)、バドミントン、バードウォッチング、バーベキュー、バレーボール、飯ごうすいさん、美容・健康美体操、フォークダンス、プラスバンド、プロ野球観戦、ボウリング、盆踊り、ヨガ、ラジオ体操、料理教室 等	アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)、運動会、駅伝、観光河川下り(ろと竿で操船される和船)、キャンプ(日帰り)、クレー射撃(散弾銃による射出標的の射撃)、剣道、子供みこし(樽製、紙製)、自転車遅乗り競争、重量挙げ、乗馬(ポニー、ろば等を含む)、水球、スケート、釣り(磯釣り・船上での釣り・船を使用して釣り場に行き行うものを除く)、軟式野球(準硬式を含む)、ハンドボール、バスケットボール、パレード(自動二輪、原付自転車、自転車搭乗による)、フェンシング、防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、ボディービル、マラソン、野球教室(実技を伴う場合)、ヨット教室、ライフル射撃(ライフル銃による固定標的の射撃)、ライン下り(観光客を対象とする程度のもの)、陸上競技(短距離、走り幅跳び等) 等	空手、硬式野球、ゴーカート(遊園地にある程度のもの)、祭礼で山車・みこしに参加するもの、サッカー、サーフィン(滑降)、柔道、スキー(登山以外の歩くスキーを含む)、相撲、ボクシング、ボートレース(モーターボートを除く)、ラグビー、レガッタ(手漕ぎボートレースに限る) 等

●上記の表に記載されていないレクリエーション行事についてもご契約できる場合がありますので、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

環境配慮と社会貢献への取組み



をおすすめしています!



お客様のパソコンやスマートフォン等から「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

※1 Web約款を選択された場合は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は送付されません。

※2 Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用いただけない場合がございます。

事故の受付

保険金支払いの
可否判断

一般的な事故相談・
アドバイス

既に当社対応中
事案の相談・対応

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

土日や深夜の事故でも
迅速・的確に事故の対応が可能です!

土曜の昼

行事参加者が熱中症になり、
入院してしまいました。
これって補償の対象ですか?



お客様のセットされている
特約によっては補償の対象と
なる可能性がございます。
契約内容を確認させて
いただきます。

既に当社対応中事案の相談

対応中の事故に関する相談にも
迅速・的確にお応えします!

平日の夜

先日、行事参加中にケガをした
箇所の治療が終了しました。
今後どのように対応したら
いいでしょうか?



それでは、
保険金請求の流れと
必要書類をご説明させて
いただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払可否の判断等、事故対応サービスの内容は異なります。
※お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出

保険金お支払内容の確定

保険金のお支払い

事故が
起こった
場合は

30日以内にご契約の代理店・扱者または以下のいずれかの方法で当社にご連絡ください。

ホームページによるご報告 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

電話によるご連絡 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

事故の
ご連絡



●受付時間[24時間365日] ●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使ってあんしんサポートセンターへご連絡いただけます。詳細は当社ホームページでご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。

ご利用はこちら

公式HP > お客さま窓口 > 事故のご連絡またはご契約に関するお問
合わせ > 「手話・筆談通訳サービスの詳細およびご利用はこちら」



お客さま・
事故のお相手

テレビ
電話



オペレータ

電話
(音声)



当社担当者

●お支払いする保険金のご説明●

主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

- ※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- ※2 「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ※3 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">お支払いする保険金の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">死亡・後遺障害保険金額の全額</div> ※ 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	①次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none"> ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ・ 被保険者に対する刑の執行 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^(注1) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②次のいずれかについても保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原因がいかなる場合でも、むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注2) ・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒^(注3) ③次によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 等
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">お支払いする保険金の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4~100%)</div> ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">お支払いする保険金の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">入院保険金日額 × 入院日数</div> ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">お支払いする保険金の額</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">①入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②左記①以外の手術 入院保険金日額 × 5</div> </div> ※1 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※2 1事故につき、1回の手術に限り、また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を受けたものとします。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;">お支払いする保険金の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">通院保険金日額 × 通院日数</div> ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日を限度とします。 ※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

- ※1 手術とは、次の診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
 - ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術
 - ②先進医療^(※1)に該当する診療行為^(※2)
- (※1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります)。
- (※2) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
- ※2 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。

● 契約概要のご説明 ●

保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険は、被保険者が行事参加中において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

(2) 被保険者の範囲

行事参加者全員、または行事参加団体の行事参加者全員もしくは複数の行事参加団体の行事参加者全員となります。

2. 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償

P5「お支払いする保険金のご説明」に主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

●通院保険金日額は、入院保険金日額を超えて設定することはできません。

(3) 主な特約の概要

ご希望によりセットする特約を選択できます。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間：保険期間は商品内容に合わせて1年以内で設定してください(ご契約内容によっては保険期間1年となります)。実際に契約する保険期間については、保険申込書をご確認ください。
- ② 補償の開始：始期日の午前0時
- ③ 補償の終了：満期日の午後12時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料決定の仕組み

- ① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。なお、団体割引を適用する場合は、P3「団体割引」に記載の最低保険料が条件となります。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。

(2) 保険料の払込方法

① 保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社にお問合わせください。

払込方法

払込方法	概要
一時払	保険料の全額を一括して払い込む方法です。

※1 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法(確定精算)となります。

※2 ご契約内容により、上記以外の払込方法を選択いただけることがあります。

主なキャッシュレスの払込方法

払込方法	概要
口座振替 ^(注1)	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払 ^(注2)	当社の指定するクレジットカード ^(注3) によって払い込む方法です。

※1 上記キャッシュレスによる払込方法は、ご契約内容によりご利用いただけません。

※2 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

(注1) ご契約時に指定口座が当社の提携金融機関に設定されており、かつ、ご契約のお申込みおよび口座振替申込書のご提出を、所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「初回保険料口座振替特約」をセットしてご利用いただけます。

(注2) ご契約のお申込みを、所定条件を満たす代理店・扱者において行う場合に、「保険料クレジットカード払特約」をセットしてご利用いただけます。

(注3) 保険契約者が法人の場合は法人カード、または、その法人が法人カードを作成していない場合は契約締結責任者の個人カードの使用が可能です。

② 保険料は、保険料の払込が猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申し出ください。ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

事故時のご連絡窓口について

事故が起こった場合

30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

- 受付時間[24時間365日]
- IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] **0570-022-808** (全国共通・通話料有料)

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

⚠️ ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「レクリエーション傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険)」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社にご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社にお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

あいおいニッセイ同和損保株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL: 03-5424-0101 (大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>